制度資金に関するご相談はこちらへ

所管部署	所在地	電話番号
産業労働局農林水産部調整課制度金融担当	新宿区西新宿2-8-1　都庁第一庁舎21階南	03-5320-4817
農業振興事務所	立川市錦町3-12-11	042-548-4861
├ 中央農業改良普及センター	小平市花小金井1-6-20	042-465-9882
│ ├ 東部分室	江戸川区鹿骨1-15-22	03-3678-5905
│ └ 西部分室	杉並区阿佐谷南1-16-11	03-3311-9950
├ 西多摩農業改良普及センター	青梅市新町6-7-1	0428-31-2374
└ 南多摩農業改良普及センター	八王子市南大沢2-2　パオレビル6F	042-674-5971
島しょ農林水産総合センター大島事業所	大島町元町小清水273-1	04992-2-1123
└ 新島分室	新島村本村6-4-24	04992-5-0281
島しょ農林水産総合センター三宅事業所	三宅村坪田4357	04994-6-1414
島しょ農林水産総合センター八丈事業所	八丈町大賀郷4341-11	04996-2-0042
大島支庁産業課	大島町元町字オンダシ222-1	04992-2-4431
三宅支庁産業課	三宅村伊豆642	04994-2-1312
八丈支庁産業課	八丈町大賀郷2466-2	04996-2-1113
小笠原支庁産業課	小笠原村父島字西町	04998-2-2125
小笠原営農研修所	小笠原村母島字元地	04998-3-2129

関係機関	所在地	電話番号
都内の各農業協同組合		
東京都信用農業協同組合連合会	立川市柴崎町3-5-25　JA東京第1ビル	042-528-1114
東京都農業信用基金協会	立川市柴崎町3-5-24　JA東京第2ビル4階	042-528-1364
株式会社日本政策金融公庫東京支店 農林水産事業	千代田区大手町1-9-4　大手町フィナンシャルシティ　ノースタワー2階	03-3270-9793
(公財)農林水産長期金融協会	千代田区神田錦町3-13-7　名古路ビル本館5階	03-3292-3281
(公財)東京都農林水産振興財団 (東京都青年農業者等育成センター)	立川市富士見町3-8-1	042-528-1357

各種資金のご案内、最新の金利、申込書類の様式等については、インターネット上でも情報提供をしていますので、あわせてご利用ください。

東京都　農業制度金融　検索

https://sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/about/yuushi/nougyou/

農業制度資金のご案内　登録番号（2）94
令和2年9月　編集・発行　東京都産業労働局農林水産部調整課　新宿区西新宿二丁目8番1号
電話番号（03）5320-4817　ファクシミリ（03）5320-1456　　印刷会社名　明誠企画株式会社

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
VEGETABLE OIL INK
R70
古紙配合率70%再生紙を使用しています

農業制度金融のご案内

東京都産業労働局

制度資金貸付条件一覧表　令和２年３月末現在

		対象者	貸付限度額	償還期間（最長）※１	据置期間（最長）※１	借入利率（%）	融資率（%）	土地			農機具・施設				導入・育成		運転資金			担い手		経営		災害
								農地等の取得	農地等の改良・造成	農地等の賃借料	農舎・畜舎・ハウス等の設置	農作物の加工・販売施設の設置	農機具の購入	農機具・運搬用機具の賃借料	果樹・花き等の植栽、育成	家畜の購入・育成	種苗・肥料・農薬等の購入	品種の転換	農業に関する研修	新規就農の準備	農業経営開始のための施設・機材の購入等	農業経営の法人化	経営の安定維持	被災農業者の運転資金・被災農業施設等の復旧
農業近代化資金 ◆融資保証制度があります		認定農業者　※2	個人　1,800万円 法人等　2億円	15年	7年	認定農業者 0.10 その他 0.10	100		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		※3
		認定新規就農者　※2		17年	5年		80		○	○	○	○	○	○	○	○								
		一般農業者等		15年	3年		80		○	○	○	○	○	○	○	○								
日本政策金融公庫のみ取り扱い	スーパーL資金 （農業経営基盤強化資金）	認定農業者	個人　3億円 （特認※4　6億円） 法人　10億円 （特認※4　20億円）	25年	10年	0.10	100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
	農業改良資金	エコファーマー　※5 農商工等連携促進法等の認定を受けた農業者等　※6	個人　5,000万円 法人等　1億5,000万円	12年	3年	無利子	100		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	経営体育成強化資金	認定農業者以外の農業者	個人　1億5,000万円 法人等　5億円	25年	3年	0.10	80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	
	農林漁業 セーフティネット資金	認定農業者 認定新規就農者 一般農業者等	600万円 （特認※4　年間経営費等の6/12以内）	10年	3年	0.10	100																○	○
	青年等就農資金	認定新規就農者	3,700万円 （特認※4　1億円）	17年	5年	無利子	100		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
スーパーS資金 （農業経営改善促進資金）		認定農業者	極度額　個人　500万円 法人等　2,000万円	1年	—	1.50	100			○				○			○							

※1　資金の使途等によって決定します。また据置期間中でも利息が発生します。
※2　認定農業者及び認定新規就農者となるには、区市町村による認定が必要です。
※3　災害が発生した場合、個別に貸付条件等を定めます。
※4　所定の要件を満たす場合に認められます。詳しくは日本政策金融公庫にお問い合わせください。
※5　エコファーマーとなるには、東京都による認定が必要です。
※6　農商工等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、米穀新用途利用促進法、六次産業化法等による認定を受けた農業者等となります。

融資保証制度　JA等の利用に限られます

◆東京都信用農業組合連合会もしくは各農業協同組合を利用する場合、保証料を負担することで、東京都農業信用基金協会による保証制度を利用することができます。日本政策金融公庫は対象外です。
◆保証料は申込内容により異なりますので、利用する金融機関にお尋ねください。なお無利子資金を借り入れる場合でも、保証制度の利用には保証料が必要となりますので、ご注意ください。

借入にあたっての注意点

●農業近代化資金、スーパーS資金は、東京都の予算の範囲内での実施となります。
●同一事業について、２つ以上の制度資金をあわせて利用することはできません。
●貸付決定や利子補給助成承認前に事業に着工しているもの、既に事業が完了している事業は、貸付対象となりません。
●資金は、申込時に計画した用途以外には使用できません。また資金で購入したものを無断で処分したり、他人に譲渡・貸与することはできません。